

お知らせ

本日、死亡届を受理させていただきましたが、死亡届出された方は、これとは別に次の手続きが必要です。該当事項をご確認のうえ、各担当窓口までおいでください。

手続きが必要な事柄	担当窓口
1 印鑑登録をされていた方 ・印鑑登録証(青いカード)を返却してください。	1
2 国民年金加入者の方(過去に加入されたことがある方も含む) ・年金担当へ一度ご連絡ください。	2
3 国民健康保険に加入されていた方 ・保険証を返却してください。 ・葬祭費の請求手続きをしてください。 喪主の印鑑(認め印)が必要です。	7
4 後期高齢者医療被保険者の方 ・被保険者証を返却してください。 ・葬祭費の請求と相続人申立の手続きをしてください。 喪主及び相続人の通帳が必要です。	7
5 介護認定を受けておられた方 ・介護保険に関する認定証(緑色・薄だいたい色)を返却してください。	7
6 障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳)を交付されていた方 ・障害者手帳を返却してください。	福祉課 (市役所東別館1階 9番)

※ 市県民税・国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・固定資産税の納税相談について税務課までお越しください。(4番～6番窓口)

※水道使用者の変更・水道料金振替口座の変更については上下水道課までお越しください。(市役所西館2階 上下水道課窓口)

※年金の受給者の方の手続きについて
・支給されていた年金によって手続き先が異なります。

国民年金受給者 ・市役所市民課年金担当(2番窓口)

[未支給年金の請求に必要なもの]

①亡くなられた方の年金証書

②請求される方の預金通帳

③請求される方のマイナンバーがわかるもの

④亡くなられた方と請求される方の関係がわかる戸籍謄本等

厚生年金受給者 ・魚津年金事務所 (TEL 0765-24-5153)
(市役所で行われる月1回の年金相談でもできます)

共済年金受給者 ・各共済組合の方へご連絡ください。

恩給受給者 ・総務省恩給局 (TEL 03-3202-1111)

[滑川市役所市民課 (TEL 076-475-1304)]

※ 亡くなられた方が田畑や森林の所有者であった場合は農林課へお越しください。
(市役所本館2階 農林課26番窓口)

※ 亡くなられた方のお住まいが空き家になった場合のご相談は都市計画課へお越しください。
(市役所本館2階 都市計画課16番窓口)

※ 相続した不動産の名義変更の手続きについて
令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。
富山地方法務局魚津支局(TEL 0765-22-0461)